

マイナンバーは、 社会保障・税・災害対策に関して 個人情報を確認する 12 桁の番号です

社会保障

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護など

税

- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務など

※この3分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。

マイナンバー制度とは

マイナンバーは、住民票を有する全ての人に対し、一つの番号（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するためのものです。

制度導入による3つのメリット

- ①住民の利便性の向上
各種申請時に必要な添付書類が削減されるなど、行政手続きが簡素化され、住民の皆さんの負担が軽減されます（平成29年7月からの予定）。
- ②公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。
- ③行政の効率化
行政機関や地方公共団体で、情報の照合などに要している時間や労力が大幅に削減され、手

マイナンバー制度って
何ですか？

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称：番号法）が公布されました。

これに基づいてスタートする社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてお知らせします。

総務課情報統計室（内線 1271、1272）

平成27年10月
平成28年1月

マイナンバーが全ての住民へ付番
マイナンバーの利用が開始

続きがより正確に行えるようになります。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

マイナンバーの利用範囲

社会保障・税・災害対策分野のうち法律で定められた事務に限って利用することができます。また、これらに類する事務で市が条例で定める事務についても利用ができます。

民間事業者も、源泉徴収票や支払調書の作成、健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成など法律で定められた範囲に限りマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは大切な個人情報です

なりすまし防止のため、マイナンバーのやりとりの際には厳格な本人確認が必要となります。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用することや提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバー

を取り扱う者がマイナンバーや個人の情報が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは処罰の対象となります。

個人番号カードと通知カード

通知カードは平成27年10月に住民票を有する住民全員に郵送されます。

個人番号カードは平成28年1月から申請者に交付が開始されます。個人番号カードは身分証明書としての利用や個人番号を確認する場合などで利用されます。個人番号カードにはICチップが搭載され「マイナンバー」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」などが記載されます。

ただし、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は個人番号カードには記録されません。交付済みの住基カードは、使用期限までそのまま使用することもできます。

※内閣官房社会保障・税番号制度のHPもご覧ください。
<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangosido/>

【シリーズ】マイナンバーって、なんかいい？

民間事業者と マイナンバー

図 総務課情報統計室（内線 1271,1272） 全国共通ナビダイヤル 0570（20）0178

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するために使用します。

平成 28 年 1 月から、行政手続きで利用が始まるマイナンバー。民間事業者も、税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

平成 28 年 1 月に利用開始
民間事業者に必要な
準備とは？

マイナンバーと特定個人情報（マイナンバーを内容に含む個人情報）の漏えい防止などのため、安全管理を徹底する必要があります。このため、

- ①マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり
- ②システム開発や改修
- ③特定個人情報を安全管理する措置の検討
- ④社内研修・教育などの準備が必要です。

民間事業者が
マイナンバーを扱うときの
注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく民間事業者にも、特定個人情報の適正な取り扱いが求められます。

法律で定められた社会保障、税、災害対策に関する事務以外に、マイナンバーは利用できません。



住民
(従業者とその家族、
原稿の執筆者など)

マイナンバーの
提示



民間事業者
源泉徴収票や支払調書の作成
健康保険などの資格取得届

各種法定調書などにマ
イナンバーを記載し、
行政機関に提出



行政機関
(市役所、税務署、
年金事務所など)

なるほど！
マイナンバーを
安全に管理するための
準備が民間事業者にも
必要なんだね。



個人情報の保護は 大丈夫？

図 総務課情報統計室（内線 1271,1272） 全国共通ナビダイヤル Tel 0570（20）0178

心配の声として聞くのが「個人情報が外部に漏れるのではないか、マイナンバーでなりすましが起こるのではないか」といった懸念。今回は、個人情報の保護について、皆さんからの疑問にお答えします。

日本年金機構の個人情報が流出しましたが、マイナンバーも漏えいする場合がありますのですか。

マイナンバーでは、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じます。取り扱いに関する監視監督は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会にお願いします。

故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などには重い罰則も適用されます。

今回の事件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を受けて、各種ガイドラインなどの見直しを行い、関係機関をあげてセキュリティ対策を強化します。

もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすまされて悪用されるのではないですか。

社会保障や税などの手続きには、個人番号カードや運転免許証など顔写真付きの身分証明書により本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。

マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することが可能です。

税の情報や社会保障の情報を同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏えいしたとき、他の情報も芋づる式に漏えいしてしまいませんか。

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。

役所の間で情報をやり取りする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、一カ所での漏えいがあっても他の役所との間では遮断されます。

しっかりお願いするね！



マイナンバーは誰が どうやって使うの？

図 総務課情報統計室（内線 1271,1272） 全国共通ナビダイヤル TEL 0570（20）0178

自分のマイナンバーは、誰がどのように使うのか、自分の知らない所で個人情報が入れたりしないのか、今回はマイナンバーの使用と確認について、皆さんからの疑問にお答えします。

マイナンバーは自由に使っているのですか？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

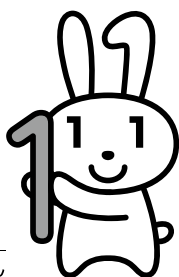
他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、法令に基づき処罰の対象になります。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

自分の個人情報がやりとりされた履歴を確認する方法がありますか？

はい、あります。平成29年1月から『情報提供等記録開示システム』を使って確認できるようになります。

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認いただける手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。

情報提供等記録開示システムの機能の詳細はマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能のほか、次のような機能を持つ予定です。

- ・行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来る機能
- ・行政機関などへの手続を電子的に一度で済ませることが出来る機能

マイナンバーを含む自分の個人情報が
やりとりされた記録を確認できます。

情報提供等記録開示システム

マイナンバーを含む自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのか確認できます	行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます
行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます	行政機関などへの手続を一度で済ませることができます

・情報提供等記録開示システムは、平成29年1月から稼働する予定です。

・情報提供等記録開示システムの機能の詳細は検討中です。

マイナンバーはいつ、 どうやって通知されるの？

問 総務課情報統計室（内線 1271,1272） 全国共通ナビダイヤル Tel 0570（20）0178

いよいよ来月（10月5日以降）、ご自分のマイナンバーが記載された通知カードが送られてきます。今月は通知カードを受け取るまでの注意点についてお答えします。

通知カードとは何ですか？

A 通知カードとは、ご自分のマイナンバーをお知らせするカードです。

紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されています。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

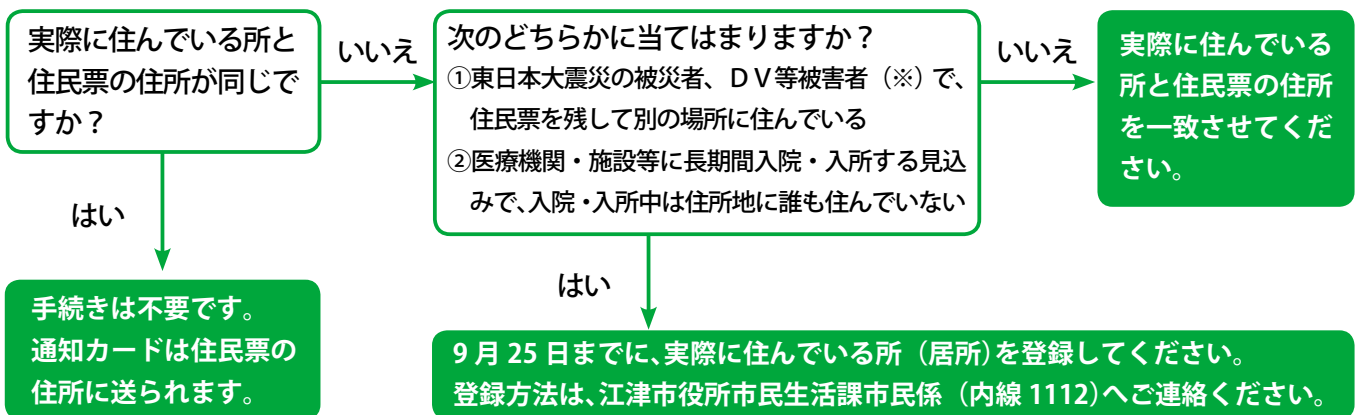
通知カードはどこに送られるのですか？

A 住民票の住所に、世帯ごとに、簡易書留で送付されます。封筒には通知カード、個人番号カードの申請書、返信用封筒、説明書、が入っています。

受け取れない場合は、一定期間郵便局で保管後、江津市役所市民生活課市民係（内線 1112）で保管されますのでご連絡ください。

通知カードを確実に受け取るために、しておくことがありますか？

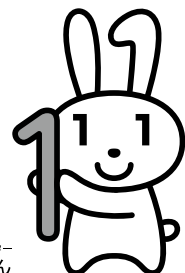
A 通知カードが確実に届くように、次のことを確認し、必要な手続きをしてください。



（※ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者）

通知カードを受け取れなかった時は、 どうすればいいですか？

A 宛所に尋ねあたらな、ご不在のため受け取れないなどの場合は、一定期間郵便局で保管後、江津市役所市民生活課市民係（内線 1112）で保管されますのでご連絡ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月14日以降、マイナンバー通知カードが届きます。

問 市民生活課市民係（内線 1112） 全国共通ナビダイヤル Tel 0570（20）0178

10月14日から、全国 5000 万世帯の住民票を有する全ての住民に郵送され、
10月下旬から 11 月にかけて皆さんのところへ届く予定です。

通知カードが届いたら、どうすればよいのですか？

平成 28 年 1 月以降は、社会保障・税分野での申請書などに、マイナンバーの記載を求められますので、通知カードは大切に保管してください。

封筒には、①宛名台紙、②通知カード+個人番号カード発行申請書、③説明用パンフレット、④個人番号カード申請書送付用封筒、が入っています。

通知カードについている、個人番号カード申請書とは何ですか？

個人番号カードは、IC チップが搭載され、マイナンバーと本人確認ができる公的な身分証明書として使えるカードです。

e-Tax などの行政電子申請や、民間の電子取引などが利用できる電子証明書を標準搭載しており、申請すると無料で作ることができます。

個人番号カードは次のことに使えます。

- ・公的な身分証明書
- ・e-Tax など各種行政手続きのオンライン申請
- ・各種民間のオンライン取引・口座開設
- ・将来的には様々なカードが一元化 など



マイナンバー通知の送付物

封筒に入っているもの

①宛名台紙



②通知カード+個人番号カード発行申請書



通知カード



個人番号
カード
発行申請書

③説明用パンフレット

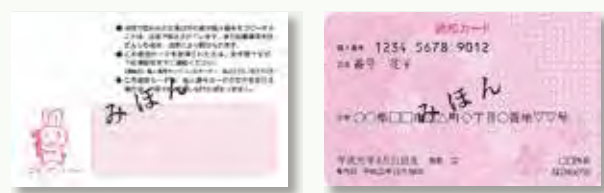
④個人番号カード申請書送付用封筒

マイナンバー 通知カードが届きます

☎ 市民生活課市民係（内線 1112） 全国共通ナビダイヤル Tel 0570（20）0178

来年 1 月から個人番号カードの交付と個人番号の利用が開始され、社会保障・税分野での申請書等にマイナンバーの記載を求められます。
今月は通知カードと個人番号カードの違いについて説明します。

通知カード



個人番号カード



交付日	・住民票を有する全ての国民に簡易書留で郵送される。 ・全国約 5500 万世帯に順次郵送のため 11 月中には各世帯に到着予定。
特徴	・紙製 ・券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載される ・顔写真なし ・行政機関の窓口等でマイナンバー（個人番号）を求められた際に利用可能。ただし、本人確認を行うために運転免許証などの書類の提示が必要となる。 ・個人番号カードの交付を受ける場合、通知カードは市区町村に返納しなければならない。
発行手数料	無料 ※ただし、紛失等で再発行する場合は手数料が必要。
有効期限	なし

平成 28 年 1 月 1 日から交付開始

- ・交付申請手続きをした人に交付される。
- ・申請は、通知カードが届き次第可能。

- ・IC チップが搭載される
- ・e-Tax 等の電子申請などが行える電子証明書を標準搭載
- ・券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載される
- ・顔写真あり
- ・身分証明書として利用できる
- ・カードには機微な個人情報は記録されない
- ・番号確認、本人確認の両方が証明される

無料
※ただし、紛失等で再発行する場合は手数料が必要。

- ・20 歳以上の人は発行後 10 回目の誕生日まで
- ・未成年の人は発行後 5 回目の誕生日まで

住民基本台帳カード（以下、住基カード）をお持ちの人へ

- （1）住民基本台帳カードは発行・交付が終了します
- ・平成 27 年 12 月で住基カードの発行・交付が終了します。
- 交付された住基カードは、記載された有効期間まで有効です。
- ※住基カードをお持ちの人が、個人番号カードを取得した場合は、住基カードを廃止、回収します。（重複所持はできません。）

- （2）住基カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行、更新業務が終了します
- ・終了予定日時 平成 27 年 12 月 22 日（火）
- ※これ以降、住基カード向け電子証明書の発行、更新はできません。
- ・e-Tax などで引き続き公的個人認証を利用したい場合には、住基カードを個人番号カードに切り替える必要があります。

マイナンバー Q&A

Q、子どもでも個人番号カードの申請はできますか？

A、15 歳未満の人および成年被後見人は法定代理人による申請をする必要があります。また特別な理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人による申請が可能となります。

Q、個人番号カードの交付申請は、スマートフォンでできますか？

A、個人番号カード交付申請書に記載の QR コードをスマートフォンから読み取ること、交付申請を行うことができます。また、パソコンでも申請用ウェブサイトから交付申請が可能です。

個人番号カードの 交付申請は、どのように するのですか？

通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書を使って、郵送で申請できます。また、スマートフォンやパソコンによるウェブ申請もできます。

※なお、個人番号カードの申請時には顔写真の添付が必要です。使用する顔写真は直近 6 ヶ月以内に撮影した、正面、無帽、無背景のものに限られます。

通知カードは いつ使うのですか？

番号制度の利用がスタートする平成 28 年 1 月 1 日以降、市役所などの行政機関の窓口や勤務先など様々な手続きでマイナンバー（個人番号）の記載を求められます。この際に番号確認として通知カードが必要になります。

※本人確認を行うために運転免許証などの書類もあわせて提示が必要となります。通知カードはご自分のマイナンバーが記載されていますので大切に保管してください。

Q、マイナンバーはどんなところで使われるのでしょうか？

A、法律と条例で定められた、社会保障・税・災害分野に関する申請・届出の際に使います。

●例えば市役所では・・・
確定申告・児童手当の申請・生活保護・国民健康保険・福祉分野の給付などで使用します。

●社会保障・税分野では民間事業者も利用します。

【例】源泉徴収票・支払調書の作成、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格取得届の作成など

個人番号カードの 交付を受けることができます

☎ 市民生活課市民係（内線 1112） 全国共通ナビダイヤル TEL 0570（20）0178

通知カードに同封される個人番号カード交付申請書により申請すると、
平成 28 年 1 月から、個人番号カードの交付を受けることができます。

①郵便による申請

- （１）個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- （２）交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

個人番号カード交付申請書（表・裏）



送付用封筒

※世帯の中で分けて申請する場合の封筒及び送料については、
送付者のご負担となりますのでご承知おください。

②パソコンによる申請

- （１）デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- （２）交付申請用のウェブサイト（<https://net.kojinbango-card.go.jp>）にアクセスします。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

③スマートフォンによる申請

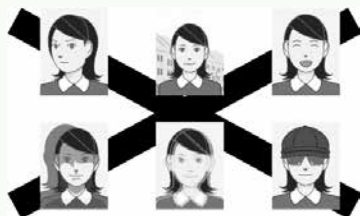
- （１）スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- （２）交付申請書の QR コードを読み込み申請用 WEB サイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付して送信します。

顔写真のチェックポイント



適切な写真

- ・サイズ
（縦 4.5cm × 横 3.5cm）
- ・最近 6 か月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に氏名、生年月日を記入



不適切な写真

- ・顔が横向きのもの。
- ・無背景でないもの。
- ・正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・背景に影のあるもの。
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

「通知カード」が 12 月になっても届かなかった場合は、早目に市民生活課市民係（内線 1112）へお問い合わせください。

個人番号カードの受取には 本人確認書類が必要です

交付通知書と通知カード、本人確認書類（※）を市民生活課に持参することで、個人番号カードを受け取ることができます。なお、住民基本台帳カードをお持ちの方は、あわせてお持ちください。

■本人確認書類とは

- ① 住民基本台帳カード（写真付きに限る。）・運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち 1 点
- ② ①の書類をお持ちでない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める 2 点

（例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

マイナンバー制度合同説明会

「マイナンバー制度はどんな制度？」「民間事業者に必要な準備は？」などの疑問をお持ちの人を対象に説明会を開催します。

◎日時 12 月 17 日（木）14：00～15：30

◎場所 地場産センター（3 階大会議室）

◎対象 市内在住の人および市内事業者

◎内容 マイナンバー制度の概要、通知カードと個人番号カード、国税分野での対応など

☎ 浜田税務署 総務課 TEL 0855（22）0360（直通）
江津市 総務課 情報統計室

TEL 0855（52）2501（代表）

市役所でマイナンバーが必要となる手続き

担当課・係名・電話番号		記載時期
税務課市民税係、固定資産税係 TEL (52) 7485		
税務	各種市税減免の申請	4月以降
社会福祉課地域福祉係 TEL (52) 7486		
特別児童扶養手当	受給資格やその額についての認定の請求、手当額の改定の請求、所得状況の届出	1月以降
障害児福祉手当	受給資格についての認定の請求、現況の届出	
特別障害者手当	受給資格についての認定の請求、現況の届出	
福祉手当	現況の届出	
特別弔慰金	支給に係る請求	
社会福祉課生活支援係 TEL (52) 7486		
生活保護	生活保護の申請	1月以降
中国残留邦人等	支援給付の申請	
子育て支援課子育て支援係 TEL (52) 7487		
児童手当の申請		1月以降
児童扶養手当の申請		
子育て支援課保育係 TEL (52) 7487		
保育所	保育所・児童館の入所申請、病後児保育の利用申請	1月以降
保険年金課国民健康保険係 TEL (52) 7483		
国民健康保険の手続き		1月以降
保険年金課医療年金係 TEL (52) 7483		
後期高齢者医療の手続き		1月以降

※転入・転居や氏名の変更など、カードの記載内容に変更があったときは、カードの裏面に変更事項を記入しますので、市民生活課市民係の窓口にお持ちください。

※今後マイナンバーが必要な手続きは順次拡大されていく予定です。

学校教育課管理係 TEL (52) 7495			
幼稚園	入園申請	1月以降	
健康医療対策課高齢者福祉係 TEL (52) 7488			
介護保険	負担限度額認定	申請に係る手続き	1月以降
	要介護認定申請・要支援認定		
	要介護更新認定・要支援更新認定		
	要介護認定・要支援認定区分変更		
	被保険者証等再交付		
	高額介護（予防）サービス費支給	届出	
	居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費支給		
	居宅介護（介護予防）住宅改修支 給		
	介護保険料減免・徴収猶予		
	居宅サービス計画作成依頼（変更）		
介護予防サービス計画作成依頼 （変更）			
資格取得・異動・喪失			
住所地特例適用・変更・終了			
健康医療対策課障がい者福祉係 TEL (52) 2501（代表）			
精神障害者保健福祉手帳		申請、変更、再交付 に係る手続き	1月以降
自立支援医療費 （精神通院・更生・育成）			
障がい福祉サービス			
児童通所サービス			
身体障害者手帳		申請、変更、再交付、 返還に係る手続き	1月以降
補装具支給		支給申請に係る手 続き	

※マイナンバーは国の機関、県の機関、職場、金融機関などでも必要となる手続きがありますので詳細は各機関にお問い合わせください。

マイナンバーの利用が始まると
市役所窓口での手続きが変わります

■ 総務課情報統計室（内線 1271） 全国共通フリーダイヤル Tel 0120（95）0178（無料）

1月から個人番号（マイナンバー）の利用が始まります。マイナンバーの利用が始まると市役所窓口での手続きはどのように変わるのかご説明します。

①本人が手続きをする場合

②代理人が手続きをする場合

新たに確認する内容

本人確認

番号の正しい持ち主であることの確認

個人番号確認

正しい番号であることの確認

代理人の本人確認

依頼者本人が依頼した人かの確認

本人の個人番号確認

正しい番号であることの確認

代理権の確認

依頼者本人から依頼されたかの確認

必要な確認書類

①本人確認書類

②本人の個人番号確認書類

■ 本人確認書類とは

- ・個人番号カード、免許証・パスポートなど顔写真つきの公的機関発行の証明書の場合は1点
- ・健康保険証、年金手帳、年金証書など顔写真なしの公的機関発行の証明書の場合は2点

■ 個人番号確認書類とは

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

①代理人の本人確認書類

②本人の個人番号確認書類

③戸籍謄本（法定代理人の場合）、
登記事項証明書（法人の場合）、
委任状（任意代理人の場合）

※個人番号カードの未取得、未達や紛失、その他の理由でカードの提示が困難な人は、手続きをする窓口へお問い合わせください。

※個人番号確認書類、本人確認書類については上記以外にもありますので詳しくは手続きをする窓口へお問い合わせください。

マイナンバー通知カード交付のため
窓口時間を延長します

マイナンバーをお知らせする通知カードが、郵便局での保管期間経過などにより、市役所に返送されているものが多数あります。対象の人には、来庁して受け取るようハガキで案内していますが、市役所の業務時間内に来庁が困難な人のため、1月は以下の期間窓口を延長します。

1. 開設期間 1月4日（月）～15日（金）の平日
2. 延長時間 17：15～19：00
3. 開設場所 江津市役所 市民生活課 市民係
4. 対応内容 通知カードの交付のみ（証明書の発行などは行わない）

※受け取りにお越しの際は、預かり通知のハガキ、受け取りに来る人の身分の証明になるもの（運転免許証、保険証など）と印鑑をお持ちください。同一世帯以外、または法定代理人以外の代理人の場合は、委任状などが必要です。

■ 市民生活課市民係（内線 1112）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） の説明会を開催します。

図 総務課情報統計室（内線 1271）

1月からマイナンバーの利用が始まり1カ月が経過しました。通知カードを受け取ったもののどうすればよいのか困っておられる人、市役所窓口での手続きで困られた人、個人番号カードの申請がわからないなど不安を抱えている人がたくさんおら

れると思います。

マイナンバー制度がどのような制度なのか少しでも理解してもらえよう市内各地区で説明会を開催します。多くの皆さまにご来場いただきますようご案内します。

開催日	曜日	会 場 (開催時間 10:00 ~ 12:00)	会 場 (開催時間 14:00 ~ 16:00)	会 場 (開催時間 19:00 ~ 21:00)
2月8日	月	長谷地域コミュニティ交流センター	市山生涯学習センター	
2月9日	火	川戸生涯学習センター	谷住郷生涯学習センター	
2月10日	水	川越地域コミュニティ交流センター		江津市コミュニティセンター 研修室（桜江町川戸） ※桜江地域の人で、日中に参加できない人
2月11日	木			
2月12日	金	波積地域コミュニティ交流センター	都治地域コミュニティ交流センター	
2月13日	土			
2月14日	日			
2月15日	月	松平地域コミュニティ交流センター	浅利地域コミュニティ交流センター	
2月16日	火	黒松地域コミュニティ交流センター		
2月17日	水			都治地域コミュニティ交流センター ※波積、後地、都治、黒松、浅利、松川、川平の人で、日中に参加できない人
2月18日	木	渡津公民館	和木公民館	
2月19日	金	金田公民館	郷田公民館	
2月20日	土			
2月21日	日			
2月22日	月	嘉久志地域コミュニティ交流センター		嘉久志地域コミュニティ交流センター ※渡津、和木、金田、江津、島の星、嘉久志の人で、日中に参加できない人
2月23日	火		二宮地域コミュニティ交流センター	
2月24日	水	都野津公民館		
2月25日	木	波子公民館	敬川地域コミュニティ交流センター	
2月26日	金	有福温泉地域コミュニティ交流センター	跡市地域コミュニティ交流センター	二宮地域コミュニティ交流センター ※都野津、二宮、波子、敬川、有福温泉、跡市、清見、井沢の人で、日中に参加できない人

※どなたでも自由に参加できます。

※会場の収容人数に限りがありますので、なるべくお住まいの会場でご参加ください。

※当日はなるべく多くのお問い合わせにお答えしようと思いますので、ご質問をご準備ください。

マイナンバー制度のコーナーは今月号をもって終了します。不明なことがありましたらお問い合わせください。